2015年度 第3回稅務労務委員会開催報告

<u>日時</u> 2015年10月14日 17:00-19:00

場所

デロイトバンガロール事務所会議室 (会議室のご提供を有難うございました)



17:00-18:00

(I) 収益管理業務について (TKM 坂様)

18:00-19:00

(2) インド移転価格課税の現状と対応策~APAアップデート (デロイト 松木様)



出席状況 →21名のご出席者



(1) 収益管理業務について 講師: TKM 坂様

収益管理の目的

- ① 親会社の収益見通し公表の基礎情報
- ② 最も重要なKPIとしての収益(投資回収判断などに影響)

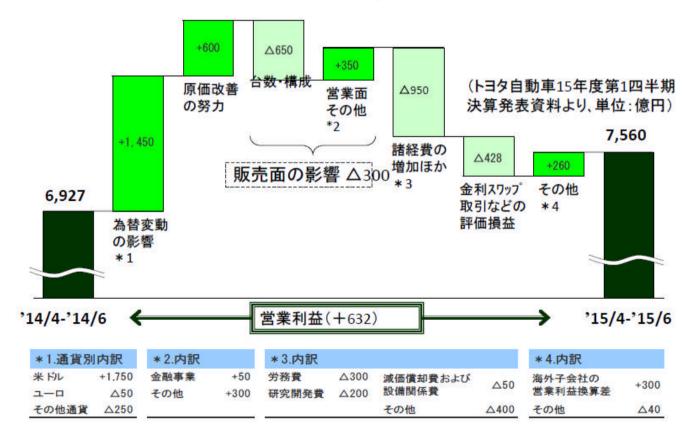
<u>インドでの収益管理</u>

- 高金利・インフレなど固有のハードルあり
- 収益管理が適切にできない場合、経営リスクに陥る可能性大

自分の城は自分で守る

収益管理の手法

- 問題解決を基本に、PDCAを回す。
- 成行きと会社目標の差異・要因分析を行い、対策を実施
- 外的・内的要因を切り分けて増減分析を行う



収益管理の手法

短期収益管理のヒント

- 外的要因と内的要因を区分
- 原単位の把握(商品を一つ売るといくら儲かるかなど)
- 損益分岐点の把握(原単位の把握とセットで考える)
- あるべき利益率の策定(ベンチマークとなるものは何か)
- 担当者の責任範囲を明確化する
- コミットメントを達成したときにはしっかりほめる
- 黒字と赤字でメリハリの効いた処遇
- 常に課題を提示

各自の責任範囲を数字で示してロジカルに、

- 一貫性を持ってアプローチ
- →人間関係も構築できるハズ

収益管理の事例

<月次収益の管理>



11-12 12-13 13-14 14-15 15-16 16-17 17-18 18-19 19-20 10,000 10,000 10,000 7,250 7,500 6.500 5,500 5,000 5,000 目標差 5,000 3,000 2,500 前回差 ─₩─ MTP (15年4月時点) @ 1,500 1.500 -1,000 1,000 65/\$ → 常業利益率10% -2,500

く収益改善活動のフォロー>

		年度タスク				ŧ	後半期	通期見通 し			
		予算上 の計画	チャレンジ	タスク計	予算上 の計画 (a)	実現分 (b)	期中目 処あり (c)	合計 (d)=(b+ c)	過達/ 未達 (e)=(d- a)	目処あり (f)	合計 (g)=(d+f)
	販売増							0			0
	販売ミックス改善							0			0
営業面	値上げ							0			0
神	販売費低減							0			0
	サービス売り上げ増							0			0
	営業面計			0				0	0		0
LEI .	原価低減							0			0
原価面	内製原価低減							0			0
画	原価面計			0				0	0		0
-	労務費削減						8	0			0
書	その他固定費							0			0
固定費他								0			0
Ha	固定費他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
短		来年度	収益見	通し	一次案	策定					İ	i i						
期					来年度	【収益】	計画(予	算)調整	→確別	È								
収								実績・計					1					
益							*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
管										★月次	マフォリ	_						
理													1					
										☆四半期フォロー			☆四半期フォロー ☆四半期フォロー					
中	-																	
長	主要前	打提条件	策定															
期		中長期	収益見	通し	策定													
収					十画調	整→確認	定											
益								¥期フォ	- 🗆	☆四半	≟期フ;	+	☆四≒	⊭期ファ	-0-	☆四半	単期ファ	
管																		
理																		
埋																		

収益管理の手法

見える化



全員参加



Recognition



(2)インド移転価格課税の現状と対応策 ~APAアップデート講師:デロイト松木様

インド移転価格税制概要

OECDガイドラインにほぼ準拠

ボーダフォンなど納税者有利な判決も出ているが、現場調査官ま で落ちてきていない

インド移転価格税制の特徴

- > 関係会社の範囲が広い(議決権26%以上保有など)
- ▶ 特定の国内取引も対象となる
- ▶ 重いペナルティ

取引額の2%相当額	・法定情報、書類の保存なし ・法定情報、書類の税務当局への提示なし ・Form 3CEBへの取引記載漏れ
I0万INR	Form 3CEB未提出
更正税額の100~300%	移転価格税制適用による更正

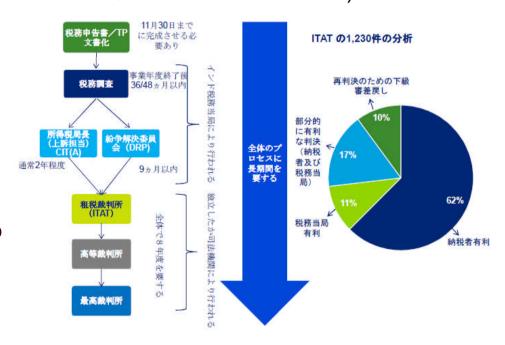
(2)インド移転価格課税の現状と対応策 ~APAアップデート

インド移転価格紛争動向

高額移転価格調整が継続(2009-10で約100億USDの調整)

国内税務訴訟の枠組み

- > CIT(A)ルート
- ▶ DRPルート ITAT(租税裁判所では60% 程度納税者有利の判決) 訴訟プロセスは長期に亘る



(2)インド移転価格課税の現状と対応策 ~APAアップデート

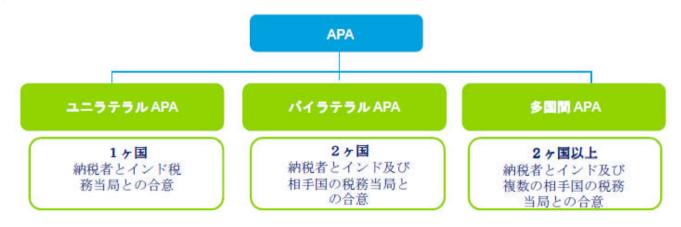
<u>インドAPAアップデート</u>

インド全体のAPA締結状況

ユニラテラルAPA 13件 (申請は500件程度)

バイラテラルAPA 1件 (申請は60件超)

バイラテラルは日本、英国、スイスの関連者に関するものが多い アメリカの関連者に関してはユニラテラルで申請することが多か ったが、両国の税務当局間の関係改善を受けてバイラテラルに変 更するケースもあり



(2)インド移転価格課税の現状と対応策 ~APAアップデート

<u>インドAPAアップデート</u>

合意までの期間

ユニラテラルAPA 9ヶ月程度

バイラテラルAPA 1~2年程度

過去の税務調査・税務訴訟の係争内容は、APA交渉に影響しない APA申請のための法定費用

対象取引価額(INR)	APA申請費用(INR)
10億以下	100万
10億超20億以下	150万
20億超	200万

(3)その他一ご連絡事項

- ◉ 次回は12月9日(水)17:00-19:00の予定
- ●場所: Deloitte Haskins & Sells 事務所会議室
- テーマ ()内は講師の方々 インドの労働法の基礎/債権回収と 予防法務のための契約実務 (西村あさひ様) GSTおよびICDSの導入とその影響 (E&Y様)

皆様のご出席を歓迎します。